

# 第3編 地震・津波防災計画

## 第1章 地震・津波の想定

### 第1節 過去の地震・津波

#### 1 地震

室蘭市の震度1以上の地震の発生件数は、年平均9回程度（1923年～2022年平均）であり、太平洋沿岸の地域（釧路・年平均4.8回、根室・年平均4.4回、浦河・年平均4.2回、函館・年平均2.2回）と比較して少ない地域といえる。

また、1923年から2022年の期間では震度5弱を最大とし、震度4は7回、震度3が55回（およそ2年に1回の割合）記録されている。このうち、1968年以降の主な被害状況は、次のとおりである。

#### 1968年以降の主な被害状況

発生年月日（西暦） 【地震名：規模（M）】	室蘭震度	被害状況
昭和43年（1968）5月16日 【1968年十勝沖地震：M7.9】	本震4 余震3	死者1名 重傷7名 軽傷28名 全焼2世帯 半焼2世帯 全壊58世帯 半壊53世帯 一部損壊452世帯 商店街被害610件 土木（道路・橋梁・公園）被害6件 港湾施設被害12件 上水道施設被害212件 下水道施設被害3件 文教施設被害20件 その他の公共施設（市場・病院・保育所等）被害15件 被害総額 301,287千円
昭和57年（1982）3月21日 【昭和57年（1982）浦河沖地震：M7.1】	3	軽傷1名 商業被害9件 工業被害12件 港湾施設被害7件 下水道施設被害1件 教育施設被害5件 水道施設被害1件 被害総額 186,705千円
昭和58年（1983）5月26日 【昭和58年（1983）日本海中部地震：M7.7】	3	港湾施設被害3件 被害総額 258,000千円
平成5年（1993）1月15日 【平成5年（1993）釧路沖地震：M7.5】	4	軽傷1名 住家一部損壊1件 商工被害16件 被害総額 9,732千円
平成5年（1993）7月12日 【平成5年（1993）北海道南西沖地震：M7.8】	4	軽傷2名 住家一部損壊19件 床下浸水1件 非住家被害5件 土木被害10件 商工被害11件 教育施設被害3件 被害総額 32,564千円

平成15年(2003)9月26日 【平成15年(2003)十勝沖地震：M8.0】	3	軽傷5名 住家一部破損8件 非住家被害3件 商工被害3件 八丁平～白鳥台11, 948世帯停電
平成23年(2011)3月11日 【平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震：M9.0】	山手 2 寿 3	漁業施設被害(養殖桁・水産物被害) 避難勧告288世帯744名  【災害対策本部設置】
平成30年(2018)9月6日 【平成30年北海道胆振東部地震：M6.7】	山手 3 寿 5 弱	住家一部破損34件 非住家被害26件 公共施設被害18件 自主避難252世帯419名 市内全域停電(最大45時間2分)  【災害対策本部設置】 【非常配備体制第3種配備】 【救助法適用】

上記の表のうち、最も被害の大きかった昭和43年(1968年)の十勝沖地震では、北海道大学理学部の現地調査の結果、蘭西(山手町)で震度4だったのに対し臨港地区の埋立地及び蘭東地区の一部地域が震度5であったと推定されている。

また、山手町の観測地点と平成18年度(2006年度)に設置された寿町の観測地点との震度を比較した場合、寿町の方が大きな揺れが観測されている。

## 2 津波

室蘭市において記録されている津波の最大高さは、昭和35年(1960年)のチリ地震津波による1.45mであり、東町イタンキ地区で陸上への浸水があったが、被害は発生していない。

また、東北地方太平洋沖地震による気象台の現地調査によると追直漁港で1.5mの津波があったと推定されている。昭和57年(1982年)以降の主な津波の観測記録は、次のとおりである。

### 昭和57年(1982年)以降の主な津波の観測記録

発生年月日	地震名	規模(M)	室蘭震度	室蘭市の津波高
昭和57年(1982) 3月21日	浦河沖地震	7.1	3	9cm
平成5年(1993) 7月12日	北海道南西沖地震	7.8	4	9cm
平成6年(1994) 10月4日	北海道東方沖地震	8.2	3	32cm
平成15年(2003) 9月26日	十勝沖地震	8.0	3	27cm
平成23年(2011) 3月11日	東北地方太平洋沖地震	9.0	3	92cm

## 第2節 計画で想定する地震と津波

### 1 地震

#### (1) 想定する地震

本計画において想定する地震は、平成27年(2015年)2月に内閣府に設置された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会(以下、「巨大地震モデル検討会」という。))において分析・整理され、令和2年(2020年)4月に公表された海溝型地震のうち、市に最も影響のある日本海溝(三陸・日高沖)モデルの地震を想定した。

#### (2) 地震による被害想定

国の「巨大地震モデル検討会」を基に、「北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会」において検討され、令和4年(2022年)7月及び12月に公表された被害想定結果を採用した。

##### ① 地震の設定

- ・ 震源域 三陸・日高沖
- ・ 地震の規模 マグニチュード(Mw) 9.1

##### ② 想定される被害

ア 最大震度 5強

イ 建物被害(全壊棟数)

区分	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	地震火災による消失
全壊棟数(棟)	－(※)	約540	－(※)	－(※)

※揺れ、急傾斜地崩壊、地震火災による消失については、わずかな被害(5未満)とされている。

ウ 人的被害(死者数)

区分	建物倒壊	急傾斜地崩壊	地震火災
死者数(人)	－(※)	－(※)	想定なし

※建物倒壊、急傾斜地崩壊に伴う人的被害は、わずかな被害(5未満)とされている。

### 2 津波

#### (1) 想定する津波

本計画において想定する津波は、次の二つのレベルの津波を想定している。

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

(2) 津波による想定被害

① 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

地震による被害想定と同様、令和4年(2022年)7月及び12月に公表された北海道太平洋沿岸における被害想定結果を採用した。

ア 津波の設定

- ・ 想定津波 北海道太平洋沿岸及び東北地方沿岸に至る幅
- ・ 構造物 耐震や液状化に対する技術的評価結果が無い場合
  - ・ 護岸 構造物なし
  - ・ 堤防 堤防高を地震前の25%の高さとする
  - ・ 防波堤 構造物なし
 として取り扱う。また、
  - ・ 道路 地形として取り扱う
  - ・ 建築物 津波が遡上する時の摩擦(粗度)を設定とする。
- ・ 潮位(TP) 0.6m(朔望平均満潮位：各月の最高満潮面を平均した潮位)

イ 想定される津波の沿岸最大水位

地点	最大津波水位 (最大津波高) (海岸線における津波水位の最大値)	影響開始時間		到達時間	
		±20cm ※1	+20cm ※2	第1波	最大波
陣屋町 臨港駅	4.3メートル	29分	45分	66分	66分
舟見町	4.9メートル	15分	36分	44分	44分
絵鞆町	4.9メートル	16分	40分	47分	113分
中島町	5.3メートル	32分	53分	72分	72分
海岸町	5.4メートル	34分	53分	61分	127分
みゆき町	8.8メートル	4分	34分	41分	41分
寿町	9.2メートル	8分	33分	41分	41分
日の出町	9.4メートル	—	—	40分	40分

※1：地震発生から海岸、海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化が生じるまでの時間

※2：津波による水位変化が初期水位に対して+20cmとなるまでの時間

※：北海道が行った「太平洋沿岸に係る津波浸水予測図」を資料編に掲載

ウ 建物被害（全壊棟数）

建物被害（全壊棟数）は、液状化による被害よりも甚大である。

区分	津波
全壊棟数（棟）	約5,900

エ 人的被害（死者数）

津波による死者数は、夏の昼のケースが最も多くなると想定されているが、津波情報の伝達・避難の呼びかけに加え、地震発生後に直ちに避難行動をとることで、被害を大きく軽減させることができると推計されている。

区分	津波による死者数（人）	
	早期避難率高＋呼びかけ	早期避難率低
夏・昼	約 60	約11,000
冬・夕	約260	約 8,500
冬・深夜	約 50	約 4,800

オ 人的被害（低体温症要対処者数）

津波から逃れた後、屋外で長時間寒冷状況にさらされた場合の低体温症要対処者数は、冬の深夜の場合約 3,900人と想定されている。

カ 避難者数（早期避難率低）

本市においては昼間人口が多いことから、夏・昼における避難者数が多くなると想定される。

区分	避難者数（人）	
	夏・昼	
避難者（浸水域内人口－（死者数＋重傷者数）※	約35,000	
避難者総数（浸水域内人口全員が避難）	約46,000	
	避難所避難者数	約31,000
	避難所外避難者数	約15,000

※ 夏・昼の浸水域内人口約 46,000 人、死者数約 11,000 人、重傷者数約 260 人

キ 断水人口（津波浸水や停電・揺れ等による被害）

区分	被災直後	被災1日後	被災2日後	復旧予測日数
断水人口（人）	約510	約470	約460	冬3日、冬以外1日程度

ク 停電軒数（津波や火災・揺れ等による被害）

区分	被災直後	被災1日後	被災2日後	被災1週間後
停電軒数（棟）	約11,000			

② 津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

中央防災会議の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」で予測した、海溝型地震のうち市に最も影響のある三陸沖北部の地震による津波を想定した。北海道が行った「津波シミュレーション及び被害想定調査（H19.3報告）」の結果、次のように想定される。

ア 津波の設定

- ・ 想定津波 三陸沖北部の地震津波
- ・ 構造物 効果あり（防波堤、防潮堤、河川堤防等の施設が、全て有効に機能）
- ・ 潮位（TP） 0.6m（朔望平均満潮位：各月の最高満潮面を平均して潮位）

イ 想定される津波の最大遡上高

地点	最大遡上高	影響開始時間	第1波到達時間
室蘭港	2.3メートル	40分	68分
絵鞆町	1.8メートル	37分	53分
舟見町	1.8メートル	32分	50分
東町	2.1メートル	30分	47分

※最大遡上高とは、東京湾の平均海面を基準とし各地区で津波が到達する最高の標高

## 第2章 災害通信計画

### 第1節 地震・津波情報等の伝達計画

#### 1 地震情報及び伝達

##### (1) 緊急地震速報等

##### ① 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4以上の揺れが予想される緊急地震速報は、特別警報（地震動特別警報）に位置付けられる。

注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

##### 緊急地震速報の伝達について

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

室蘭市、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

##### ② 地震情報の種類、発表基準と内容

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された場合</li> <li>・緊急地震速報を発表した場合</li> </ul>	<p>度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p>
長周期地震動に関する情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等*</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上</li> <li>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表*</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表</p>
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

③ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

種 類	発 表 基 準	内 容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く）</li> <li>・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</li> </ul>	<p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図状況を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国速報版</li> </ul> <p>上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域速報版</li> </ul> <p>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</p>



<p>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）</p>	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報・注意報発表時</li> <li>・（担当地域で）震度5弱以上を観測</li> <li>・社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国詳細版</li> </ul> <p>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域詳細版</li> </ul> <p>全国詳細版発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある)。</p>
<p>地震活動図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期（毎月初旬）</li> </ul>	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び) その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>
<p>週間地震概況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期（毎週金曜）</li> </ul>	<p>防災に係る活動を支援するため、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。</p>

(2) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



地域名

地方単位	都道府県単位	地域単位
北海道	北海道道南	胆振地方中東部

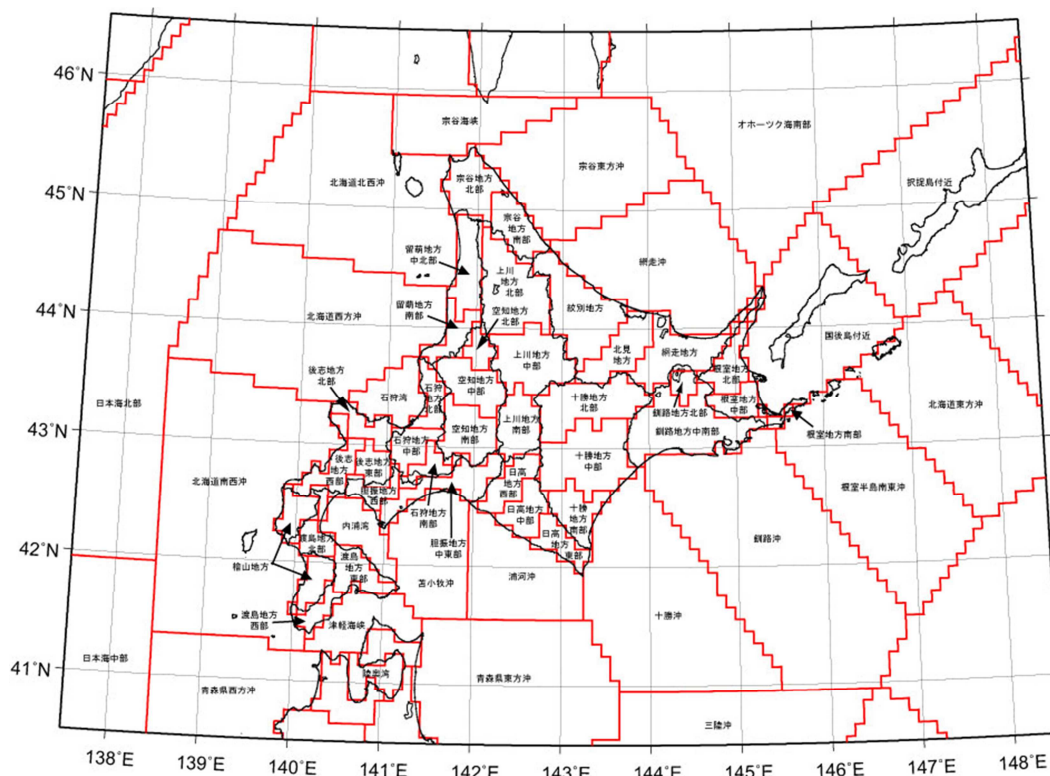
(3) 震度速報、震源・震度情報の発表に用いる地域名と市町村名



地域名

地域名	市町村名
胆振地方中東部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町

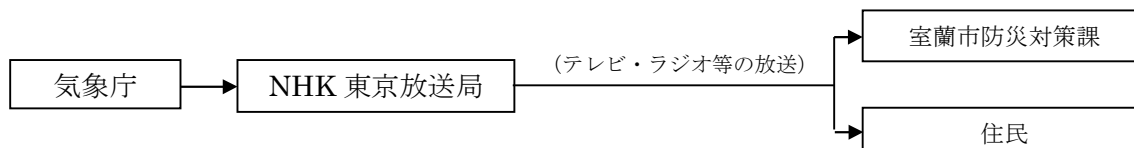
(4) 震央地名



(5) 室蘭市の震度観測地点

地域名称	市町村名	震度発表名称	観測機関
胆振地方中東部	室蘭市	室蘭市山手町 室蘭市寿町	気象庁 防災科学技術研究所

(6) 気象庁が発表する地震動警報の伝達については次のとおりである。



※なお、地震動予報についてはテレビ、ラジオ等の放送は行わない。

(7) 気象庁震度階級と現象・被害予想

気象庁が発表する震度と、人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況の関連については、次のとおりである。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。掘付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

※建築物などの予想される被害の詳細は、資料編に掲載。

2 津波情報及び伝達

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び津波情報

① 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、発表する（以下、これらを「津波警報等」という）。

なお、大津波警報については、特別警報に位置付けられる。

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表基準

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表 ※	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		

津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 定性的表現で発表される津波の高さについて

地震規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震の規模を数分内に精度よく推定することは、現在の技術では無理である。津波警報等を迅速に発表するため、即時に推定した地震規模が小さく見積もられているおそれがある場合、当該海域で想定される最大規模の地震が発生したものと見なし、予想される津波の高さを「巨大」等の定性的表現とした特別の大津波警報をただちに発表する。このような大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定し、最大限の避難等防災対応をとる必要がある。

なお、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想された津波の高さを数値で示す続報を発表する。

**津波警報等を利用するにあたっての留意事項**

- 津波警報等は地震が発生してから約3分（一部の地震\*については最速2分以内）を目標に発表するが、沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等が津波の襲来に間に合わない場合がある。  
このため、沿岸地域など津波災害のリスクのある地域の住民等には、強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難する等、自らの命は自ら守る行動を求めることが重要である。  
（※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震。）
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、更新される場合がある。
- 気象庁は津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このとき、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点

に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波情報

気象庁は津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。また、実際に津波を観測した場合には、観測した津波の時刻や高さをお知らせする。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報 (特別警報)	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予想区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同様に避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の予報区において、沿岸で推定される津波高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報 (特別警報)	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波情報を利用するにあたっての留意事項

- 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報  
 到達予想時刻は、津波予想区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。  
 津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、予想される津波の高さより局地的に高くなる場合もある。
- 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報  
 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなるので一層の警戒が必要である。
- 津波観測に関する情報  
 津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。  
 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

● 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

沖合で津波が観測されたことを示す情報であるが、上記の理由等から、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。

③ 津波予報

気象庁は地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下の内容を発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

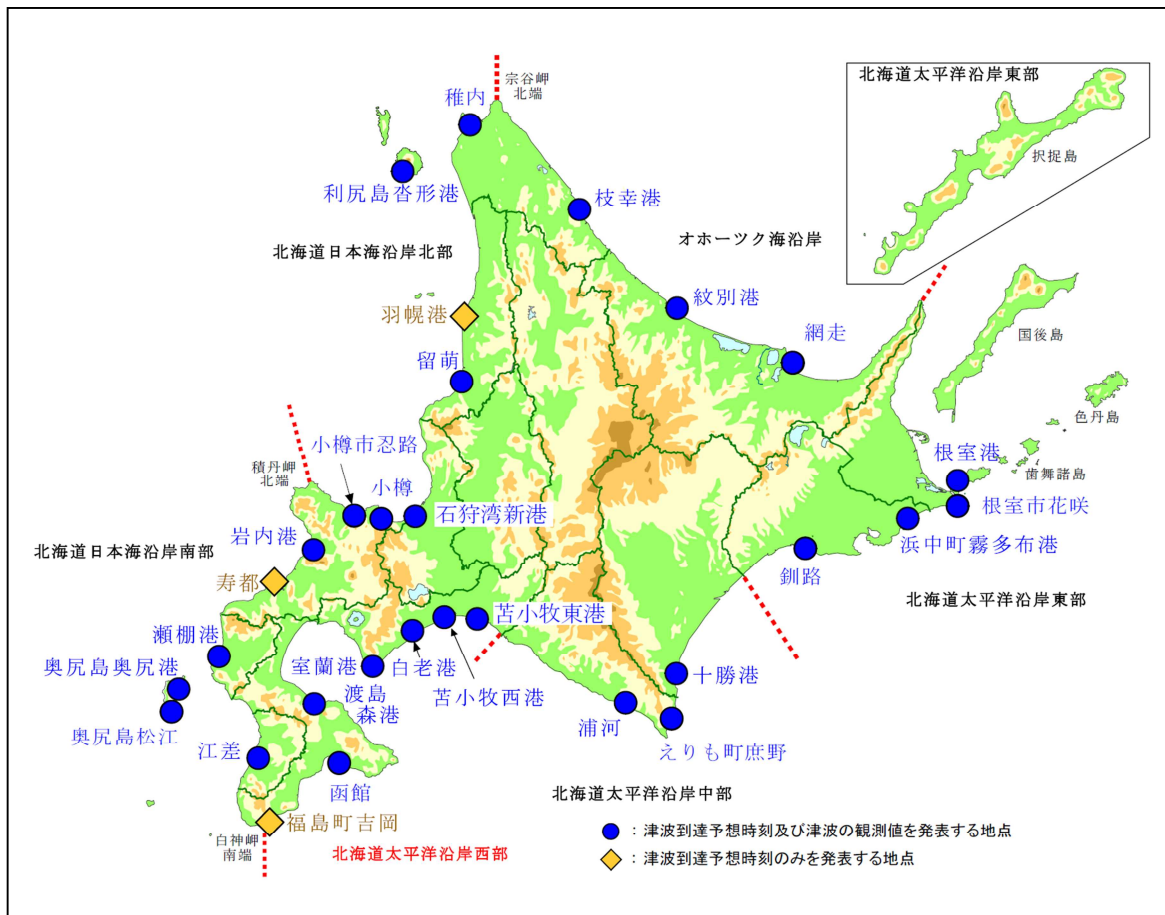
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表



(2) 津波予報区

室蘭の津波予報区域名は北海道太平洋沿岸西部である。

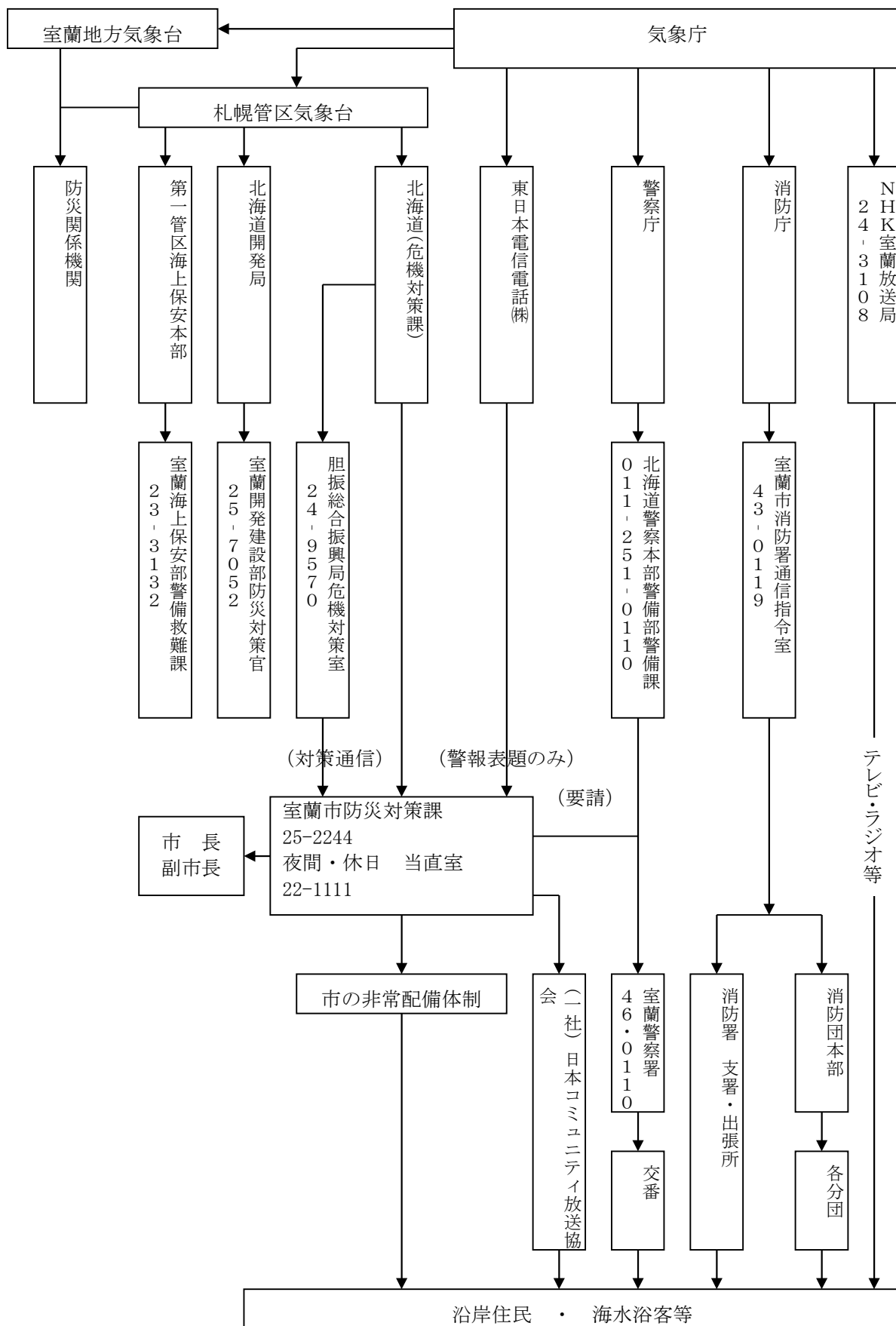
津波予報区域図



(3) 室蘭市の津波観測地点・津波到達予想地点

地域名称	津波到達予想時刻及び津波の観測値を発表する地点
北海道太平洋沿岸西部	室蘭港

(4) 住民等への警報・注意報伝達は、次のとおりである。



### 3 災害発見者の通報義務等

#### (1) 通報義務者及び通報先

地震が発生し、または津波警報等が発表されている場合等において、家屋の倒壊、火災、崖崩れ等の災害を発見し、又は災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は延滞なく、その状況を通報しなければならない。

なお、通報先及び関係機関の措置については第2編第2章第1節気象業務に関する計画3異常現象を発見した者の措置等（P51）による。

## 第2節 災害通信計画

地震・津波災害時における災害情報収集・伝達及び被害報告等の通信連絡の方法は、第2編第2章第2節災害通信計画（P53）の規定に準じる。

## 第3節 災害情報等の収集・伝達計画

地震・津波災害における災害情報収集・伝達及び被害報告等の報告については、第2編第2章第3節災害情報等の収集・伝達計画（P55）の規定に準じる。

## 第3章 災害予防計画

### 第1節 地震・津波に強いまちづくりの推進計画

市及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

#### 1 地震に強いまちづくり

- (1) 市及び防災関係機関は、避難所等、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、緊急避難場所としての都市公園、河川、港湾、漁港など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震化、不燃化、水面、緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 市及び防災関係機関は、ビル、大型店舗、駅など不特定多数のものが利用する都市の施設等の地震災害時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

#### 2 建築物等の安全化

- (1) 市は、既存建築物の耐震化を計画的に推進するため、「耐震改修促進計画」や「地震ハザードマップ」等に基づき、所有者等への普及・啓発を図る。
- (2) 市は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を行い、その結果を公表するとともに施設の耐震性の向上を図る。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校（道立及び市立を除く）及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に努める。
- (4) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (5) 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化、家具の転倒防止など総合的な地震安全対策を推進する。

#### 3 主要交通の強化

市及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路、港湾・漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

#### 4 通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

## 5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (2) 市及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に努める。
- (3) 市及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

## 6 復旧対策基地の整備

市は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となるスペースの確保に努める。

## 7 液状化対策

市、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するよう努める。

## 8 危険物施設等の安全確保

市及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

## 9 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

## 10 津波に強い地域づくり

- (1) 市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 市は、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所・津波避難ビル等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- (3) 市は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局によ

る共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

- (4) 市は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

## 第2節 津波災害予防計画

津波の災害により被害の発生が予想され、警戒を必要とする区域を災害危険区域として指定し、計画的に災害防止工事等の整備を実施して、災害の未然防止を推進するための計画は、次のとおりである。

### 1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び防波堤等の外郭施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、一次避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防波堤等の外郭施設等の整備を進めるものとする。

### 2 予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として、市は過去の被害状況や道の「令和3年度北海道太平洋沿岸における津波浸水想定区域図」の成果を踏まえて、一次避難場所や防災行政無線など住民への多重化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画の策定やハザードマップ（災害危険区域予測図）を配布するとともに、津波に関する掲示板等を設置し、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

### 3 施設の整備

- (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤等の外郭施設及び津波漂流物対策施設の整備に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、津波による災害予防施設としての効果を有する道路や避難路などの道路施設の整備に努めるものとする。

### 4 浸水想定区域

浸水想定区域については、資料編に掲載。

### 第3節 土砂災害予防計画

地震動に起因する急傾斜地の崩壊等による災害を予防するための計画は、第2編第3章第5節土砂災害予防計画（P66）の規定に準じる。

### 第4節 消防計画

地震・津波による災害時において、消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、第2編第3章第7節消防計画（P69）の規定に準じ、その運用等の内容については消防本部が別途定める。

### 第5節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画

地震・津波災害時において、食料、飲料水、寝具及び衣料品等の生活必需品など市民の生活を守る救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するための計画は、第2編第3章第8節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画（P70）の規定に準じるものとし、市は、市としての最小限の備蓄及び民間等からの調達体制の整備に努めるものとする。

### 第6節 避難体制整備計画

地震・津波災害から住民の生命・身体を保護するため、安全な避難所等を確保することが重要である。避難所等に関する計画は、第2編第3章第9節避難体制整備計画（P76）の規定に準じるほか、地震・津波の災害時において次に掲げる避難体制整備等を追加して実施するものとする。

#### 1 指定緊急避難場所の指定

市は、津波から住民の安全を確保するため、地形・標高を考慮した指定緊急避難場所を指定・整備するとともに、施設管理者の協力を得て高層ビル（津波避難ビル）などを指定緊急避難場所として指定・整備することに努める。

なお、指定・整備にあたっては、特に要配慮者の避難に十分配慮するほか、次の事項に留意する。

- (1) 津波避難場所は、予想される浸水の深さに対する安全性を考慮したものであること
- (2) 津波の到達が予想される時間内における避難場所への到達可能時間を考慮したものであること

#### 2 指定緊急避難場所の指定方針

- (1) 津波に対する構造安全性

原則として RC または SRC 構造とし、想定浸水深に津波が建物等に衝突した際のせり上がり高さを加えた「基準水位」を考慮する。



### 3 津波避難ビルの指定内訳

(令和2年5月1日現在)

施設区分	公共施設	学校施設	民間施設
津波避難ビル	13	3	4

※なお、施設名及び他の指定緊急避難場所一覧表は資料編に掲載

## 第7節 避難行動要支援者対策計画

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等必要な情報を迅速且つ的確に把握し、地震・津波から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々の安全確保に関する計画は、第2編第3章第10節避難行動要支援者対策計画（P80）の規定に準じる。

## 第8節 自主防災組織育成等に関する計画

大規模な地震・津波災害時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが極めて重要である。

このため市は、第2編第3章第11節自主防災組織育成等に関する計画（P85）の規定に準じて、住民の連帯意識に基づく自主防災組織の結成の促進、及び事業所の自衛消防組織の拡大に努めるものとする。

また、その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

## 第9節 防災知識の普及・啓発計画

地震・津波災害は広範囲にわたり、同時に火災、救助・救急事象が発生するとともに、ライフラインや交通網が断絶するなどの複合した被害をもたらし、又、災害時の季節、時間、気象条件等によっても被害の態様が異なってくる。

このため、地震・津波による被害の軽減を図るためには、地震・津波防災に関する正しい知識と行動力を養うことが不可欠であり、風水害等による災害も含め、防災関係機関のみならず、住民や事業所等がこのことを十分に理解し、防災意識の普及・高揚によって社会全体としての防災能力の向上を図ることに係る計画は、第2編第3章第12節防災知識の普及・啓発計画（P88）の規定に準じるほか、市民や児童・生徒等に対し次に掲げる防災知識の啓発等を追加して実施するものとする。

### 1 市民に対する防災知識の啓発及び児童・生徒、教職員に対する防災教育の推進

#### (1) 地震

- ① 建物の耐震診断と改修、家具の固定、外壁やガラス等の飛散・落下防止
- ② 水道、電気、ガス、電話などのライフラインに関する地震災害時の心得
- ③ 適切な避難行動を図るための緊急地震速報利用の心得

#### (2) 津波

- ① 津波の特性に関する知識
- ② 海水浴、釣りなど海岸利用時における対処方法

## 第10節 防災訓練計画

災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災機関が防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、住民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練の実施に関する計画は、第2編第3章第13節防災訓練計画（P90）の規定に準じるほか、次に掲げる訓練について追加するよう周知に努める。

### 1 緊急地震速報を取り入れた訓練の実施

不特定多数の者が利用する集客施設等の管理者等は、それぞれの施設の特性を考慮し、施設利用者の安全確保について最も適切な方法を検討し、既存の訓練計画等に緊急地震速報を盛り込み実施するよう努めるものとする。

### 2 津波防災避難訓練の実施

市は津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

## 第11節 業務継続計画の策定

### 1 市の業務継続計画

大規模地震災害時に、市の業務継続を図る体制を確保するため、事前に行うべき資源（職員、資機材及び情報等）の確保・配分や必要な対策については、本計画の定めるところによる。

#### (1) 目的

この計画は、業務資源が大幅に制約されるような大規模災害時に、市が行う業務のうち、災害応急対策業務及び業務継続の優先度が高い通常業務を「非常時優先業務」として迅速かつ的確に実施できるよう、事前に必要な資源の準備や対応方針を定めることにより、発災直後の業務レベルの向上、業務立ち上げ時間の短縮及び災害復旧完了時までの業務継続を図ることを目的とする。

#### (2) 基本方針

- ① 発災直後の業務レベルの向上及び業務立ち上げ時間の短縮を図るため、業務開始目標時期ごとに非常時優先業務を選定し、業務遂行のために必要な人員体制及び執務環境について定める。
- ② 災害復旧完了時まで業務継続体制を維持するため、業務に携わる職員の食料・水の確保、健康管理及び執務環境の整備等について定める。
- ③ 実際の大規模災害時に、当該計画通りに業務を遂行できるよう、平常時からの対策、職員への啓発及び職員の訓練等について定める。
- ④ 市の業務継続能力を高めていくため、継続的に計画の見直しを行っていく旨を定める。

#### (3) 被害想定

※本編第1章第2節 計画で想定する地震と津波 1 地震 (P158) による。

##### ① 地震の設定及び想定される被害

- ・ 想定する地震 : 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (三陸・日高沖)
- ・ マグニチュード (Mw) : 9.1
- ・ 最大震度 : 震度5強
- ・ 人的被害 : 建物倒壊、急傾斜地崩壊に伴う死者数は、わずかな被害 (5未満)
- ・ 建物被害 : 液状化 約540棟  
揺れ、急傾斜地崩壊、地震火災による消失については、わずかな被害 (5未満)

(4) 非常時優先業務の選定

① 非常時優先業務

非常時優先業務とは、②の選定方針により選定される災害応急対策業務及び優先的に対策を講ずべき通常業務を指すものとする。

② 選定方針（評価・選定基準・業務例）

評価	選定基準	該当する業務の考え方
A	発災後3時間以内に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、又は都市機能に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動体制の確立</li> <li>・被災状況の把握</li> <li>・救助、救急の開始</li> <li>・避難所の開設</li> </ul>
B	発災後24時間以内に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、又は都市機能に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急活動（救助・救急以外）の開始</li> <li>・避難生活の支援の開始</li> <li>・重大な行事の手続き</li> </ul>
C	発災後3日以内に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、又は都市機能に相当な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者への支援の開始</li> <li>・他業務の前提となる行政機能の回復</li> </ul>
D	発災後2週間以内に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、又は都市機能に相当な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧、復興に係る業務の本格化</li> <li>・窓口行政機能の回復</li> </ul>
E	発災後1か月以内に再開すべき業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の行政機能の回復</li> </ul>

③ 選定結果

評価	選定基準	応急対策業務数	通常業務数
A	発災後3時間以内に着手すべき業務	147	27
B	発災後24時間以内に着手すべき業務	83	35
C	発災後3日以内に着手すべき業務	65	28
D	発災後2週間以内に着手すべき業務	18	73
E	発災後1か月以内に再開すべき業務	12	125
合計		325	288

④ 主な非常時優先業務

部名	種別	業務名	業務開始目標時期				
			3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
総務部	応急	災害対策本部の設営・庶務	○				
		本庁舎の被害状況調査・報告	○				
		避難所開設・運営のとりまとめ	○				
		災害広報	○				
	通常	自衛隊の災害派遣要請に関する事項		○			
企画財政部	応急	職員の健康管理に関する事項			○		
		資機材、燃料及び物資や備蓄品の運搬		○			
生活環境部	応急	災害対策に要する資金の確保			○		
		国、道及び関係機関への陳情等調整			○		
	通常	町内会・自治会・自主防災組織との連絡調整	○				
保健福祉部	応急	公害に関する事項（災害関係）		○			
		国民健康保険等に関する事項		○			
	通常	社会福祉施設の被害状況調査・報告	○				
経済部	応急	障がい者の被災状況調査	○				
		救護所の開設に関する事項	○				
		高年齢者の安否確認	○				
	通常	担当生活保護受給者の安否確認等	○				
都市建設部	応急	商工関係・農業用施設等の被害状況調査	○				
		観光施設被害の応急対策に関する事項		○			
	通常	漁港・漁業者に関する事故処理対応		○			
		商工農水産関係者への災害融資等の相談・対策			○		
教育部	応急	公共土木施設の被害状況調査・報告	○				
		公共建築物の被害状況調査・報告	○				
港湾部	応急	津波情報の把握	○				
		学校その他教育施設の被害状況調査・報告等	○				
		児童・教職員等の被災状況調査	○				
水道部	応急	学校施設の復旧対策			○		
		津波情報の把握	○				
		港湾関係施設の被害状況調査・報告	○				
消防本部	応急	水道部災害対策本部の設営・庶務	○				
		水道・下水道施設の被害状況調査・報告	○				
		水道・下水道施設の応急措置	○				
消防本部	応急	人命救助及び負傷者の救命救護・搬送	○				
		行方不明者の捜索・収容	○				
		災害の情報収集・連絡報告	○				

## (5) 非常時優先業務の執行体制の確保

## ①職員の配備体制

職員の非常配備体制については、第1編第2節4非常配備体制（P18）による。

## ②職員の安否確認

## ・ 安否確認

各所属長は、職員及びその家族の安否確認を行い、総務部（職員課）に報告する。職員課は、職員の再配分を行うための基礎資料として、職員等の安否情報をとりまとめる。

## ・ 平常時の事前対策

各所属長は、平常時から所属職員の安否確認を円滑に行えるよう、所属内で安否情報の具体的なとりまとめ手順を確認するとともに、職員に周知を徹底するものとする。

## ③職員の参集

## ・ 職員の参集

職員の参集については、本編第4章第2節職員動員計画（P192）による。

## ・ 参集場所

※ 参集場所となっている庁舎が被災した場合、その庁舎を使用することによる二次災害の危険性の調査は、総括班及び建築班にて行い、その調査結果を本部に報告する。

※ 本部は、上記の調査結果により当該庁舎が使用不可能と判断した場合には、代替の参集場所を定め、各所属長へ伝達するものとし、各所属長は各所属職員へ伝達するものとする。

## ・ 自宅待機＝参集が困難な場合の対応

職員は、以下の「自宅待機の要件」に該当する場合は、安否情報を所属長に報告した上で、原則として自宅待機とする。その際には、常に所属長からの連絡がとれるよう留意し、また、待機の間は、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に積極的に参加する。

なお、自宅待機の要件に該当しなくなった場合には、自身の安全の確保に十分配慮しつつ速やかに参集する。また、課長職以上の管理職員が参集困難である場合には、必ず所属職員へ連絡し、対応について協議を行うなど、所属内の意思決定に支障が生じることがないように留意する。

## ＜自宅待機の要件＞

- 1 職員の家族等が死亡したとき。
- 2 職員又は家族が負傷し、治療又は入院の必要があるとき。
- 3 子の保育、親の介護などにより在宅の必要があるとき。
- 4 同居する家族の安否確認がとれないとき。
- 5 職員又は職員に深く関係する者の住宅が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事する必要があるとき。
- 6 その他、参集できない合理的理由がある場合。

④非常時優先業務実施のための職員の体制

・ 職員の弾力的な配置について

各非常時優先業務の業務量や必要人数等は被災規模等によって変化するため、市は、必要人数が確保できない場合は、応援職員の配置を行い、必要に応じて全庁横断的に各部を越えて調整する。

東日本大震災では、罹災証明の発行に伴う家屋被害の調査業務において圧倒的に人員が不足し、市民生活の復旧に大幅な遅れをもたらしたため、特に人員配置には留意する。

・ 意思決定権限の代行

職員参集率が低い発災直後の初動期においては、指揮系統の確立が重要なため、各班においては、班長が不在の場合にも適切に意思決定を行えるよう委任権限の順序を事前に定めるものとする。

⑤職員の健康管理等

非常時優先業務を継続的に行っていくためには、業務に従事する職員の健康管理に留意する必要があるため、本部及び各所属長は、以下の点に配慮する。

・ 健康管理

職員の健康に配慮し、休憩・仮眠所の確保、過度の負担にならない勤務のローテーションなどの措置を行う。また、避難所業務のように、実際に休憩時間の確保が困難な業務については、職員の勤務時間が長時間にわたらないように交代の職員を派遣する等、健康に配慮する。

・ 睡眠場所の確保

大規模災害時で、やむを得ず帰宅せずに業務に当たる職員が出る場合には、本部は職員用の睡眠場所を確保し、併せて、毛布等の必要物資についても事前に確保するよう努める。

・ 安全管理

各所属は、被害調査等のため災害現場に出る職員がある場合は、緊急情報の収集、伝達手段の確保など、職員の生命、安全の確保を図る観点から、必要な措置をとる。

・ メンタル管理

職員の精神面でのケアのため、本部は、カウンセリングを受けられるような場所を設置し、職員への周知を図る。各所属長は職員のメンタル面に注意を図り、早期発見に努める。

※参考：参集可能人員の算出

・ 参集可能人員の算出については、国土交通省業務継続計画の考え方を参考にして想定する。

発災からの経過時間	参集手段	参集率の想定
発生から1時間後	徒歩（時速2km/h）※	2km圏内の職員のうち、約6割が参集
発生から3時間後	徒歩（時速2km/h）※	6km圏内の職員のうち、約6割が参集
発生から1日後	徒歩（時速2km/h）※	1.5km圏内の職員のうち、約6割が参集
発生から1週間後	交通機関等を使用	全職員の約9割が参集

※障害物による迂回、休憩を考慮。

・職員の参集想定（発災：冬、18時）

発災後の経過時間	～1時間	～3時間	～1日	～7日
想定参集職員数（人）	51名	161名	355名	566名
職員参集率（％）	8％	25％	56％	89％

## （6）業務執行環境の整備

災害時に非常時優先業務を執行するために、本庁舎をはじめ、非常時優先業務遂行の拠点となる施設の安全を保ち、職員が迅速な初動態勢をとるとともに、関係機関との情報連絡手段を確実に確保するなど、業務の執行環境を適切に整備する。

### ①執務環境の機能確保

#### ・本庁舎

本庁舎については、耐震診断の結果により、耐震性の不足が明らかになっているため、市は、建て替えを基本として検討を進め、業務継続が困難となる事態が発生しない対策を施すよう努めるものとする。

#### ・非常時優先業務遂行のための本庁舎以外の施設

非常時優先業務が遂行できない事態を招かないようにするため、業務の継続性が確保できる耐震安全性の対策を施すよう努めるものとする。

#### ・本庁舎が使用不能な場合の代替施設の確保

本庁舎が災害の影響により使用不能となった場合、市は、室蘭西中学校や旭ヶ丘小学校など利用可能な施設を利用して、執務環境の確保に努めるものとする。また、公共施設の建て替えにおいて、業務の継続性が確保できる耐震安全性の対策を施し、本庁舎が災害の影響により使用不能となった場合に備えるよう努めるものとする。

#### ・執務空間の安全対策

市本部が置かれる本庁舎等、大規模災害時に防災拠点となる施設にあつては、市は、書庫・キャビネット・什器等のオフィス家具の転倒防止等の安全対策に努めるものとする。

### ②情報システムの機能確保

市は、大規模災害時における情報システムの機能を確保するため、ICT業務継続計画の策定に努めるものとする。

### ③電力・燃料の確保

#### ・電力の確保

市本部が置かれる本庁舎にあつては、災害用非常用発電機を設置している。本庁舎のほか災害時に拠点施設となる施設にあつては、停電時に備えた非常用電源の確保において、非常用発電機その他、市保有のFCV（燃料電池自動車）等を有効に活用し電源の確保を行うものとする。

災害用非常用発電機等の供給量確保、配分のあり方については継続的に検討していくものとする。

#### ・燃料の確保

冬期間発災による停電時への個別暖房の確保等のため、市は、燃料の確保に努めるもの



とする。また、非常時優先業務の実施に支障をきたすことがないように、協定の締結等を通じて燃料供給体制を確立するよう努めるものとする。

#### ④通信手段等の確保

##### ・通信手段の確保

市は、市内の防災拠点間については、通常の通信手段が利用できない場合でも、防災行政無線、災害時優先電話及び衛星携帯電話等を有効に活用して通信手段を確保するよう努めるものとする。

##### ・情報収集体制の確立

###### ※初動期の情報収集体制の確立

災害情報の収集については、本編第2章第3節災害情報等の収集・伝達計画（P174）による他、初動期の情報不足を補完するため、市は、職員が登庁する際に重要な施設や主要幹線道路、鉄道網、橋りょうなどの重要なインフラの被害状況を確認しながら参集時に情報収集するなどの仕組みを検討するものとする。

###### ※各関係機関からの情報収集体制の確立

災害時に密接な情報交換を図ることができるよう、市と各関係機関との機能別連絡体制を検討するなど、関係機関との強化を図っていくものとする。

#### ⑤資機材の確保等

市は、次の資機材の確保等に努めるものとする。

- ・非常時優先業務を遂行する上で不可欠な資機材及び生活物資等の確保
- ・冬期間の発災に備え、執務スペース内の個別暖房器具及び燃料の確保
- ・災害時に必要な資機材や生活物資の調達及び連絡方法についての事前の確認

#### ⑥職員の非常用食料、飲料水等の確保

市は、非常時優先業務に従事する職員用の非常用食料及び飲料水の確保に努めるものとする。また、職員が参集する場合は、可能な限り飲食物等を持参するよう啓発し、平常時から個人レベルで非常用食料等の家庭内備蓄も推奨する。特に、持病薬等、個人の事情により必要なものは、職員自らが備蓄しておくよう啓発していくものとする。

#### ⑦トイレの確保

市は、上下水道の断水時に備えて、職員用の簡易トイレ及び簡易トイレ処理袋、個室テントの備蓄に努めるとともに、使用済み処理袋の一時保管場所や廃棄方法について検討していくものとする。

### （7）今後の取組

#### ①計画の見直し

当該計画は、市民の生命・生活・財産を守り、早期に市民生活を復旧することが目的である。したがって、計画作成がゴールではなく、市の業務継続能力を高めていくことが目的を達成

するうえで非常に重要となる。そこで、市は、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Act）のPDCA サイクルを展開し、組織としての業務継続能力を継続的に維持・改善するよう、継続的に計画の見直しを行っていくよう努めるものとする。

#### ②教育・訓練の実施

業務継続能力の向上は、各職員が業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を正しく理解し、実際の業務に生かさなければならぬ。市は、計画の内容を周知徹底していくとともに、各職員の業務継続能力を継続的に維持・向上させていくための職員研修や訓練を実施していくよう努めるものとする。

#### ③マニュアル等の充実

大規模災害時に的確に業務継続を行うには、平常時からの職員の行動意識とともに、非常時優先業務の作業手順を明文化した業務手順書、行動プログラムなど業務に当たる各職員の具体的な作業手順を記したマニュアルが必要となるため、市は、これらの充実を図っていくよう努めるものとする。

#### ④指定管理者や委託業者への周知と連携

市有施設の施設管理等を行っている指定管理者や市の業務の一部を行っている委託業者に対し、当該計画を周知し、大規模災害時の対応等について契約・協定等の締結を進めていくよう努めるものとする。

## 2 事業者による業務継続計画（BCP）の策定

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たすべき役割を十分に認識し、各事業者において災害時に“非常時に優先度の高い業務”の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

## 3 室蘭港港湾BCP

大規模地震等による災害時において、室蘭港内における二次災害発生の抑止、機能の低下を抑制、及び港湾機能の早期復旧活動等については、室蘭港港湾BCP協議会が定める「室蘭港港湾BCP」に基づくものとする。

## 4 市立室蘭総合病院事業継続計画（BCP）

災害時に特に大きな役割を担う災害拠点病院にあっては、平常時とは比較出来ない傷病者が来院する事などが想定され、医療サービスを停止することは許されない。平常時の院内体制を確保出来なくても一定程度の医療サービスを継続するため、市立室蘭総合病院の災害時活動等については、「市立室蘭総合病院BCP」に基づくものとする。

## 5 水道部業務継続計画（BCP）

上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、大規模な災害など被害を受けても、優先実施業務を中断させず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧できるよう、水道部の災害時活動等については、「水道部BCP」に基づくものとする。

## 6 ICT-BCP

業務のICTへの依存度が高い今日においては、ICTの利活用の有無が初動業務の迅速性に大きな影響を与えることが想定されるため、大規模災害時における住民の安全確保や平常時の重要業務の早期復旧活動等については、「ICT-BCP」に基づくものとする。

## 7 追直地域漁港業務継続計画（BCP）

大規模災害によって水産物の生産・流通機能が損なわれれば水産物の安定供給に支障が生じ消費者の生活に支障を来すとともに、当該漁港を利用している漁業者や市場関係者など関係者に影響を与えることとなるため、水産物の生産・流通の早期復旧活動等については、室蘭地域マリンビジョン協議会が定める「追直地域漁港BCP」に基づくものとする。

## 8 室蘭市議会業務継続計画（BCP）

大規模災害時、市議会における迅速な議会機能回復とその維持のための各役割や対応等については「室蘭市議会BCP」に基づくものとする。

## 第4章 災害応急対策計画

### 第1節 応急活動計画

地震・津波が発生し、大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報が発表された場合の、市本部等の応急活動計画は次のとおりとする。

#### 室蘭市災害対策本部等の活動内容

組織区分	活動内容
災害対策本部設置	①第1編第3章第2節 災害対策本部（別表2 P20～28）による。
警戒本部設置	①各部・班が管理している施設の点検を実施し、被害状況を調査する。 ②被害の発生が予想されるので、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに、市民生活に影響のある場合は、その対策を実施すること。 ③市民から被害の通報があった場合には、調査の上必要な応急措置又は対策を実施すること。 ④被災情報の収集 ⑤必要に応じて避難所の開設 ⑥津波情報の収集及び漁業関係団体への情報伝達 ⑦津波警報の住民伝達及び沿岸の釣人等に対する避難の呼掛け、必要に応じて避難指示の発令 ⑧胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、NKK 室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼
非常配備体制	①各部・班が管理している施設の巡回点検を行い、被害状況を調査する。 ②被害が発生した場合は、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに、市民生活に影響にある場合はその対策を実施すること。 ③市民から被害の通報があった場合には、調査の上、必要な応急措置又は対策を実施すること。 ④津波情報の収集及び漁業関係団体への情報伝達 ⑤津波注意報の住民伝達及び沿岸の釣人等に対する避難の呼掛け

## 第2節 職員動員計画

勤務時間中及び夜間・休日等勤務時間外に地震が発生し、又は津波に関する注意報、警報及び情報等（以下「津波情報」という。）が発表された場合の職員の非常招集方法等については、本計画の定めるところによる。

### 1 地震・津波情報及び配備体制の伝達（勤務時間中）

勤務時間中の地震、津波情報及び配備体制は、次の方法により総務部総括班から伝達する。

- ① 庁内放送又は庁内情報システム
  - ② 庁内放送拡声器が設置されていない部・班については、電話又はFAX及び庁内情報システム
- ※大地震により上記による伝達ができない場合は、以下に規定する自主参集により配備に着く。

### 2 職員非常招集方法（勤務時間外）

夜間、休日の職員非常招集について、以下のとおり定める。

#### (1) 自主参集

職員は、地震・津波関連情報を入手するため、北海道防災情報システムのメールサービスへ積極的に登録するほか、地震を覚知したときは、ただちにテレビ・ラジオ等で震度及び津波情報を確認し、安全の確保に十分に配慮しつつ速やかに自主参集するものとする。

- ① 本市の震度が4のとき、又は本市沿岸に津波注意報が発令されたとき（第1種配備の職員）
- ② 本市の震度が5弱のとき、又は本市沿岸に津波警報が発令されたとき（第2種配備の職員）
- ③ ニュース等で、地震や津波により市内で被害が発生していることを知ったとき（第2種配備の職員）
- ④ 本市の震度が5強以上のとき、又は本市沿岸に大津波警報が発令されたとき（全職員）
- ⑤ ニュース等で市内全域に災害が発生し、被害が甚大なことを知ったとき（全職員）

#### 【自主参集の特例】

道外や国外等の遠海で発生した地震による津波の場合、本市では地震による揺れを感じなくても、津波情報が発表される場合がある。

このような場合は、総務部総括班から、非常配備対象班の班長（課長）に電話で連絡し、班長は非常招集連絡網により、配備対象職員を非常招集する。

### 3 第1種配備及び第2種配備の場合の参集場所

前2（1）「自主参集」 ①～③の参集職員は、直ちに勤務場所に集合するものとする。  
なお、消防本部職員は、あらかじめ定められた場所に集合するものとする。

### 4 第3種配備の場合（震度5強以上、大津波警報）の参集場所

#### (1) 参集場所

前2（1）「自主参集」 ④～⑤の参集職員は、直ちに勤務場所に集合するものとする。

なお、消防本部職員は、あらかじめ定められた場所に集合するものとする。

ただし、道路等の遮断等のため参集できないときは、居住地により次の施設に参集するものとする。

## 居住地別参集場所一覧

番号	参集施設	職員の居住地
1	室蘭西中学校 (非常時優先業務、市役所代替施設)	絵鞆町、祝津町、港南町、増市町、小橋内町、築地町、緑町、西小路町、沢町、幕西町、海岸町、中央町、常盤町、清水町、幸町、本町、栄町、舟見町、山手町、入江町、新富町、母恋北町、母恋南町、茶津町、御前水町、御崎町、大沢町、輪西町、みゆき町、仲町
2	防災センター (消防本部・消防署)	東町、寿町、日の出町、
3	旭ヶ丘小学校 (非常時優先業務、市役所代替施設)	中島町、中島本町、知利別町1～2丁目、宮の森町、八丁平、登別市以東
4	消防署高砂出張所	高砂町、水元町、天神町、知利別町3～4丁目
5	消防署蘭北支署	高平町、柏木町、港北町、本輪西町、幌萌町、香川町、神代町、陣屋町、白鳥台、崎守町、石川町、伊達市以西

## (2) 参集場所において実施すべき応急活動の内容

- ① 地区内の被害状況の収集及び市本部への報告に関すること。
- ② 必要に応じて、避難準備の呼び掛け、避難の指示を行うこと。
- ③ 避難者の誘導に関すること。
- ④ 避難所の開設に関すること。(開設した旨を直ちに市本部へ報告する。)
- ⑤ 避難所に収容した世帯名簿の作成に関すること。
- ⑥ 避難世帯数・避難者数の集計及び市本部への報告に関すること。
- ⑦ 避難所における寝具・日用品・食料等の必要数を確認し、その供給を市本部へ要請すること。
- ⑧ その他必要な応急対策を実施し、若しくは応急対策を市本部へ要請すること。
- ⑨ 参集場所における指揮は、参集職員の中の上席者が務める。
- ⑩ 地区内に被害が無い場合、被害が軽微であって応急対策の必要が無い場合、若しくは避難所の運営要員(市職員は2～3名程度)以外の業務が必要でなくなった場合等で、参集職員の全部または一部の応急活動任務が終了したときは、指揮者は、市本部にその旨を報告し、その指示に従うものとする。

## (3) 参集職員が留意すべき事項

- ① 参集手段  
徒歩や公共交通機関、自家用車等を利用するなどして迅速に参集する。  
道路の遮断等により居住地の近くの施設に参集する場合は、徒歩、自転車、自動二輪車等とする。なお、参集場所までの通行には安全に十分配慮するものとする。
- ② 服装・携行品  
応急活動に便利で安全な服装とし、職員証、筆記用具、帽子、手袋、タオル、飲料水、食糧、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオその他必要な用具を可能な限り携行すること。

※職員証は、交通規制がされている場合等において、応急対策に従事する者としての証明に必要な場合がある。

③ 参集途上の緊急措置等

ア 可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者（班長、指揮者等）に報告すること。

イ 火災または人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防署又は警察機関へ通報するとともに、適切な措置をとること。

## 第3節 広報計画

市は、地震・津波災害時には、被災住民をはじめ市民に対し、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動が取れるようにするとともに、公聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

また、被災者の安否について住民から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

### 1 広報事項

- (1) 地震発生直後の広報
  - ① 津波に関する情報（特別警報・警報・注意報・危険区域等）
  - ② 緊急安全確保、避難指示、避難場所等の避難に関する情報
  - ③ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
  - ④ 地震時の一般的な注意事項
  - ⑤ 余震情報
  - ⑥ 市の実施している応急対策の内容
  - ⑦ その他被害の防止のための必要な事項
- (2) その後の広報
  - ① 火災等の災害状況及び被災状況
  - ② 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
  - ③ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
  - ④ 医療救護所の開設状況
  - ⑤ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込み日時、通信途絶区域等）
  - ⑥ 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
  - ⑦ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
  - ⑧ 安否状況
  - ⑨ 市の一般平常業務の再開状況
  - ⑩ ボランティアの受入状況
  - ⑪ 住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要な情報

### 2 広報活動の方法

市は、あらゆる広報媒体を活用し、必要に応じて他の団体等の応援を求めて広報活動を実施する。特に、要配慮者に対する情報伝達には配慮するものとする。

- (1) 地震関連情報の広報
  - ① 広報車の利用
 

車両の通行が困難な場合も想定されるが、災害状況又は道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ消防車や広報車等を出動させ防災関連情報等の広報を実施する。
  - ② 町内会・自治会や自主防災組織等の連絡網の利用



町内会・自治会や自主防災組織、民生委員等の連絡網を活用して防災関連情報等の広報を実施する。

- ③ 放送による広報  
市民に対する周知のため、テレビ・ラジオによる放送を要請する。
- ④ 報道機関への発表  
報道機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じて発表する。
- ⑤ 印刷物等の配付  
必要に応じて広報むろらの臨時号を発行するほか、印刷物等を作成して被災現地において配付、又は避難場所、駅、郵便局、バス停等に掲示する。
- ⑥ IT機器による広報  
インターネットや携帯電話等のIT機器を活用して、防災関連情報の広報を実施する。
- ⑦ 港湾保安システムによる広報  
港湾の保安のために設置しているスピーカーを活用して、港湾関係者等に対し防災関連情報の広報を実施する。
- ⑧ 北海道防災情報システム等による広報  
北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム(Lアラート)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。

## (2) 津波関連情報の広報

地震関連情報の広報活動に加え、以下の広報活動も実施する。

- ① 広報車の利用  
ハザードマップにより予測されている津波浸水予測区域及び必要な地域へ消防車やパトカーを出動させ防災関連情報等の広報を実施する。
- ② 津波警報サイレンによる広報  
市内に設置されている津波警報サイレンを活用して、住民等に対し津波警報及び大津波警報の広報を実施する。

## 3 一般住民、被災者からの広聴活動

市は、被災者の不安を解消するため、災害の状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り防災関係機関、行政機関、公共機関及び弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士等の専門家の協力を得て、広聴活動を実施するものとする。実施方法は第2編第4章第3節広報計画 4 一般住民、被災者からの広聴活動 (P96) の規定による。

## 4 安否情報の提供

### (1) 安否情報の照会手続

- ① 安否情報の照会は、市に対し、照会者の氏名・住所や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行うものとする。
- ② 市は、安否情報の照会を受けた際は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証等の本人確認資料の提示を求めること等により、照会者が本人であることを確認するものとする。

- ③ 市は、安否情報の照会を受けた際、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等の場合を除き、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての市の対応

市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- ① 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- ② 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- ③ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関及び警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- ④ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第4節 避難対策計画

地震・津波災害時において、浸水、建物の倒壊、火災、がけ崩れ等の切迫した危険から住民の安全を守るための避難について必要な措置は、本計画の定めるところによる。

### 1 避難指示の発令者

火災、山（崖）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体のプロテクト又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、第2編第4章第4節避難対策計画 1 避難指示の発令者（P98）の規定に準じ、市長等が発令する。

なお、地震災害時に市長と連絡が取れない場合は、避難指示等の発令の権限を副市長又は市本部長に委任する。

### 2 避難指示等の基準

避難のための立ち退きの指示及び緊急安全確保の発令基準は、原則として次のような場合とする。

また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

- (1) 報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）又は津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報（特別警報）又は津波警報の通知を受けたとき。
- (2) 強い地震を感じたとき（概ね震度4以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認めるとき。
- (3) 火災が発生し、延焼拡大のおそれがあると判断したとき。
- (4) 土砂崩れ等の兆候があり、土砂災害の発生のおそれがあると認められるとき。
- (5) 法令の規定により自ら災害に関する警報を発表したとき。
- (6) その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命又は身体を保護するため必要と判断したとき。

### 3 事前避難

遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報が発表され、内容により必要があると認められるとき又は地震による火災等が発生して被害の拡大するおそれがあるときは、高齢者等避難を発表し、要配慮者等避難行動に時間を要する者の事前避難を実施する。なお、避難行動要支援者に対しては、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織、町内会・自治会、民生委員等の協力を得るものとする。

### 4 避難指示又は高齢者等避難の伝達方法等

市長は、避難指示等が発令したときは、次の方法により伝達し、住民に対する周知徹底を図るものとする。

#### (1) 伝達方法

本編第4章第3節広報計画 2 広報活動の方法（P195）の規定による。

#### (2) 伝達内容、知事への報告等

住民への伝達内容、避難情報の発令の知事への報告、解除報告については、第2編第4章第4節避難対策計画 4 避難指示又は高齢者等避難の伝達方法等（2）伝達内容（P100）以下の規定による。

なお、市長は、津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに高台などの安全な場所に避難するよう指示を行う。

## 5 避難の方法

住民の避難は、第2編第4章第4節避難対策計画 5避難の方法（P101）の規定に準じて実施する。

## 6 福祉施設、病院、学校等の措置

- (1) 福祉施設、病院、診療所、幼稚園、学校その他不特定多数のものが出入りする施設の設置者、管理者及びその職員・従業員等は入所者、入院・通院患者、児童・生徒及び入場者等の安全な避難について、避難計画等を定め、日頃からの避難訓練等を通じて万全の措置を講じなければならない。

特に、保育所、幼稚園及び小学校については、保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちが安全で確実に避難するため、災害時における保育所、幼稚園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (2) 福祉施設及び病院・診療所は、休日・夜間に地震が発生した場合における、職員の非常招集体制を確立しておくとともに、入所者、入院患者等の移送に際して必要な場合は、消防機関及び地域の住民に対して、支援を要請するものとする。市は支援の要請があったときは知事（胆振総合振興局長）及び他の防災関係機関ならびに地域住民等に対して応援の要請を行うものとする。

## 7 避難所の指定

避難所は、原則として次の基準により指定する。

- (1) 発災が冬期間又は夜間の場合

地震・津波災害の発生が冬期間（10月～4月）の場合又は発生時刻が夜間、悪天候の場合は、原則として指定避難所の建物を開放して避難者を収容する。

- (2) (1) 以外の場合

地震・津波災害の発生が夏期間（5月～9月）で、発生時刻が昼間、かつ、好天の場合は、原則として屋外避難場所に避難させ、引き続き宿泊を要する避難者がいるときは、指定避難所の建物を開放して収容する。なお、宿泊を要する避難者が少数にとどまる場合は、被害を受けていない一次避難所の建物をあてる等、避難所の管理運営の効率化を考慮して弾力的に運用する。

## 8 避難所の開設及び運営

- (1) 開設

避難所の開設は、市本部又は市警戒本部の指示又は本編第4章第2節職員動員計画 4第3種配備の場合の参集場所 (2) 参集場所において実施すべき応急活動の内容（P193）の規定により、原則として市担当職員又は施設管理者が行う。

また、市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告する。

## (2) 運営

避難所の運営は、町内会・自治会や自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等関係機関の協力のもと、第2編第4章第4節避難対策計画 7 避難所の開設及び運営管理等（P102）の規定に準じて、市が適切に実施する。

## 9 避難路の安全確保

住民等の避難にあたっては、市職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難所の安全確保のため、支障となるものの排除を行うものとする。

## 第5節 救助救出計画

地震・津波災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、第2編第4章第5節救助救出計画（P106）の規定に準じる。

## 第6節 食料供給計画

地震・津波災害時における被災者及び災害応急作業従事者等に対する食料の供給に関する計画は、第2編第4章第6節食料供給計画（P107）の規定に準じる。

## 第7節 衣料・生活必需品等物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する寝具、衣料及び生活必需物資の給与又は貸与の計画は、第2編第4章第7節衣料・生活必需品等物資供給計画（P109）の規定に準じる。

## 第8節 石油類燃料供給計画

地震・津波災害時における石油類燃料（LPGを含む）の供給についての計画は、第2編第4章第8節石油類燃料供給計画（P110）の規定に準じる。

## 第9節 給水計画

地震・津波災害により、水道施設が著しく損傷し、住民に対する飲料水の供給が困難になった場合は、最小限の飲料水を供給するための応急給水計画とあわせ、応急復旧作業を効率よく推進するため、第2編第4章第9節給水計画（P111）の規定に準じて、水道機能の早期普及を図るものとする。

## 第10節 下水道施設対策計画

地震・津波災害により、下水道施設が著しく損傷し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合は、応急復旧作業を効率よく推進するため、第2編第4章第10節下水道施設対策計画（P112）の規定に準じて、下水道機能の早期復旧を図るものとする。

## 第11節 医療救護計画

地震・津波災害時における、市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）及び歯科医療を実施するための計画は、第2編第4章第11節医療救護計画（P113）の規定に準じる。

## 第12節 防疫計画

地震・津波災害時における、被災地の防疫対策に関する計画は、第2編第4章第12節防疫計画（P117）の規定に準じる。

## 第13節 廃棄物等処理及び清掃計画

地震・津波災害によって排出された廃棄物の収集・運搬処理及び被災地域のし尿応急処理に関する計画は、第2編第4章第13節廃棄物等処理及び清掃計画（P119）の規定に準じる。

## 第14節 家庭動物等対策計画

地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱に関する計画は、第2編第4章第14節家庭動物等対策計画（P122）の規定に準じる。

## 第15節 交通対策計画

地震・津波災害時における、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を円滑に行うための計画は、第2編第4章第15節交通対策計画（P123）の規定に準じるほか、津波災害時には次の対策を追加して実施するものとする。

### 1 海上交通安全の確保

室蘭海上保安部は、室蘭港の安全航行を確保するため、港湾管理者及び室蘭開発建設部（室蘭港湾事務所）との連携のもとに次の措置を講ずるものとする。

- ① 船舶交通の輻輳が予想される場合は、必要に応じて整理指導する。
- ② 海難の発生その他の事情により、船舶航行に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、船舶の入出港を制限し、又は禁止する。
- ③ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- ④ 航路の水深に異常を生じたと認められる場合に、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により航路の安全を確保する。
- ⑤ 航路標識の損壊、流出等、安全航行に支障が生じたときは、速やかに復旧に努める。

### 2 緊急輸送道路ネットワーク計画の推進

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため道路管理者は、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、その整備を重点的・計画的に推進することとする。

※緊急輸送道路一覧は、資料編に掲載。

## 第16節 災害警備計画

地震・津波災害時における、住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するための必要な警戒、警備の実施に関する計画は、第2編第4章第16節災害警備計画(P126)の規定に準じる。

## 第17節 輸送計画

地震・津波災害時における、被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び救助物資等の輸送の実施に関する計画は、第2編第4章第17節輸送計画(P127)の規定に準じる。

## 第18節 障害物除去計画

地震・津波災害の発生により、道路附帯設備をはじめ、電柱、家屋、擁壁等が被害を受け、道路上に倒れた場合においては、応急物資の輸送、人員の輸送または住民の避難に大きな障害になるため、これらの障害物の除去に努め各種の緊急輸送又は住民の安全避難の円滑化を図ることに係る計画は、第2編第4章第18節障害物除去計画(P130)の規定に準じる。

## 第19節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

地震・津波災害時における、行方不明の状態にある者の捜索、遺体の処理及び埋葬の実施に関する計画は、第2編第4章第19節行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画(P132)の規定に準じる。



## 第20節 文教対策計画

地震・津波災害時における公立学校の児童・生徒、教職員の安全確保対策等、応急教育の実施並びに社会教育施設、史跡・文化財の事前措置及び応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 学校教育の事前措置

#### (1) 学校防災計画の策定

公立学校長は、地震・津波の災害発生に備え、当該学校の立地条件等を考慮し、概ね下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ「学校防災計画」を策定するものとする。又、私立学校長においても、これに準じた学校防災計画を作成するよう努めるものとする。

#### 学校防災計画の概要

区 分	項 目	内 容
予防対策	学校防災組織の編成	地震・津波災害時の応急措置に対応した、教職員の役割分担
	施設・設備の点検整備	学校の消火設備、放送設備、防火扉の点検、敷地内危険箇所の調査を定期的実施し、要補修箇所等の措置
	避難誘導経路	地震・津波、火災が発生した場合の避難誘導経路
	医薬品の点検	保健室の医薬品の点検と不足又は配置期限切れ等に伴う補充措置
	児童・生徒名簿の整備	地区別の児童・生徒名簿、部活動名簿等を作成し、常に人員把握ができる体制
	教職員の緊急出動体制	夜間・休日等の勤務時間外の緊急出動基準、及び非常招集連絡網の整備
	家族との連絡・引き渡し方法	教職員と保護者双方で地震・津波災害時の緊急連絡先・引き渡し方法の確認
	防災教育、避難訓練	児童・生徒の学年に対応した防災教育及び避難訓練の実施計画

区 分	内 容
応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・津波発生直後の児童・生徒の安全対策に関する措置</li> <li>・火災が発生した場合の初期消火対策</li> <li>・児童・生徒の安全かつ迅速な避難誘導対策</li> <li>・避難完了後の児童・生徒の安全確認と負傷者等に対する措置</li> <li>・地震・津波情報又は予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の収集と校下の被害状況確認対策</li> <li>・児童・生徒、教職員及び学校施設の被害状況調査と教育委員会への報告</li> <li>・児童・生徒の下校措置（保護者引渡又は地区別集団下校と教諭引率等）</li> <li>・学校が避難所となった場合の、教職員の運営協力対策</li> <li>・休日・夜間に地震・津波が発生した場合の、児童・生徒の安否確認対策</li> <li>・臨時休校措置及び教育活動の再開対策</li> </ul>

(2) 教育委員会の措置

- ① 学校長が策定する「学校防災計画」に対する指導・助言
- ② 地震発生時及び津波予警報発表時の、学校への伝達及び指示体制の確立
- ③ 教職員に対する防災知識の普及対策の実施
- ④ 学校と共同で学校施設、通学路等の安全確認調査の実施
- ⑤ 学校の常設消火設備、階段、防火扉、非常口等安全設備の定期点検の実施

## 2 学校教育の応急措置

(1) 教育委員会

- ① 大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合

学校の児童・生徒在校時間中に大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表され、情報を入手したときは、直ちにこの情報を電話（ファックス）により小・中学校長に伝達するとともに、大津波警報（特別警報）又は津波警報解除まで児童・生徒へ海岸線に近づかない等の必要な指示を行うものとする。

- ② 地震が発生した場合

ア 被害情報の収集

(ア) 学校の勤務時間中

地震が収まった後、速やかに学校長に対して児童・生徒、教職員の被害状況及び建物、設備の被害状況等の報告を求め、又は電話回線の不通等で連絡が取れないときは、職員を派遣して調査するものとする。

(イ) 夜間・休校日

地震の規模に応じ、学校長、教職員及び教育委員会担当職員が非常参集の上、被害情報を調査、収集するものとする。

イ 応急措置の実施

学校の被害の程度に応じて各学校長と協議し、臨時休校又は児童・生徒の下校対策等、必要な応急措置を実施するものとする。

## (2) 学校

学校長は、児童生徒の安全確保を最優先に行うとともに、学校防災計画に定めるところにより、必要な応急措置を実施するものとする。

## ① 授業時間中

ア 地震の規模及び状況に応じ、児童・生徒の安全を確保し、火災発生、校舎が損壊した場合等必要に応じてグラウンド等に避難させる。

イ 使用中の火気及び実験薬品類を始末し、火災が発生したときは直ちに119番通報を行い、初期消火に努める。

ウ 地震が収まった後速やかに、児童・生徒及び教職員の安全確認を行うとともに、負傷者がいる場合は応急手当を行い、必要に応じて医療機関への移送を図るものとする。

エ 人的被害及び校舎・設備等の被害状況を調査し、速やかに教育委員会に報告する。

オ 被害の状況により授業の打ち切りを決定したときは、直ちに教育委員会に報告するとともに、児童・生徒の下校措置については、地域の被害状況等を調査・勘案し、保護者への引き渡し、又は地域ごとに教諭が引率する集団下校措置をとる等、適切に判断するものとする。また、保護者への引き渡し方法については、保護者に対し事前に周知を図っていくものとする。

カ 学校長は、地震、大津波警報（特別警報）・津波警報等の情報を収集するとともに、津波への対応を学校防災計画に記載している学校については、速やかに緊急対応（高所への避難等）を行うものとする。

## ② 放課後

部活動等で居残っている児童・生徒の安全確認を行い、授業時間中の応急措置に準じた対応を実施するものとする。

## ③ 登下校時

登下校中に大きな地震が発生した場合の対応については、学校防災計画に基づき、防災教育・防災訓練等を通じ事前に児童生徒への指導を行うものとする。

## ④ 夜間又は休校日

学校防災計画の教職員緊急出動基準に基づき出勤し、建物、設備の被害調査を行うとともに、被害の状況に応じ翌日以降の授業体制について教育委員会と協議の上、必要な措置及び保護者等への連絡を実施するものとする。

### 3 応急教育の実施

教育委員会及び学校長は、被害の規模に対応した計画により、できるだけ早く授業の再開に努めるものとする。応急教育の実施方法は、第2編第4章第20節文教対策計画2 応急教育の実施（P135）の規定に準じるほか次に定めるところによる。

## (1) 教職員の確保

## ① 教職員の臨時配置

教育委員会は、被害を受けた学校の応急措置が必要な場合において、当該学校の教職員だけでは不足すると認めるとき、又は学校長から要請があったときは、市内の学校の教職員を臨時に配置するものとする。

## ② 補充教職員の確保

教育委員会は、市内の学校の教職員が負傷等により、応急対策及び応急教育の実施に支障があるときは、胆振教育局に申請して補充教職員の確保を図るものとする。

## 4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

## 5 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、第2編第4章第20節文教対策計画 4 衛生管理対策 (P137) の規定に準じる。

## 6 社会教育施設の応急措置

市立社会教育施設の勤務職員は、開館中に地震が発生したときは、人命の安全確保及び施設・設備等の保全を図るとともに、必要な応急対策を実施し、被害の軽減に努めるものとする。主な留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者の安全確保  
地震発生直後は、施設への入館者及び利用者等の安全確保を第一として避難誘導に努めること。
- (2) 負傷者等の確認  
入館者、利用者及び勤務職員の負傷の有無を確認し、負傷者がいる場合は応急手当てを行い、必要に応じて医療機関への移送を図ること。
- (3) 情報の収集  
ラジオ、テレビ等報道機関の地震・津波情報を収集するとともに、教育委員会との緊密な連絡を図り最新情報の把握に努めること。
- (4) 被害状況の調査・報告  
速やかに人的被害及び施設・設備被害を調査し、教育委員会に報告するとともに必要な指示を受けること。
- (5) 避難所となった場合の措置  
施設が避難所となった場合は、市担当部局職員、地域の町内会・自治会及び避難者と連携して、避難所の管理・運営に協力するものとする。

## 7 史跡・文化財の応急対策

担当班（本部一教育部教育施設班）は、地震発生後速やかに史跡及び文化財等の被害調査を実施し、教育委員会に報告するとともに、復旧計画等必要な対策を実施するものとする。

## 第21節 労務供給計画

地震・津波災害時における、市及び関係機関の応急対策に必要な労務者の確保に関する計画は、第2編第4章第21節労務供給計画（P138）の規定に準じる。

## 第22節 住宅対策計画

地震・津波災害の発生により住宅を失い、または破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策に関する計画は、第2編第4章第22節住宅対策計画（P139）の規定に準じる。



## 2 応急危険度判定の基本的事項

- (1) 判定対象建築物  
原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。
- (2) 判定開始時期、調査方法  
地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。
- (3) 判定の内容、判定結果の表示  
被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の3区分で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。  
なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。  
危険（赤）：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。  
要注意（黄）：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。  
調査済（緑）：建築物の損傷が少ない場合である。
- (4) 判定の効力  
当該判定は、行政機関による情報の提供である。
- (5) 判定の変更  
応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 3 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次災害を防災するため、市（担当－生活環境部）及び道は、『災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル』（環境省作成）に基づき、必要に応じ関係機関とも連携しながら、建築物等の被災状況の把握、建築物の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

## 4 被災宅地対策

市本部が設置されることとなる規模の地震・津波の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項については、道計画に基づき実施する。

## 第24節 ライフライン施設応急対策計画

地震・津波災害時における、電気施設、通信施設及び都市ガス施設の各事業者は、市民生活の利便・安全を確保し公共・公益機関としての機能を維持・回復するための計画は、第2編第4章第23節ライフライン施設応急対策計画（P141）の規定に準じる。

## 第25節 広域応援要請計画

市及び消防本部は、大規模な地震・津波災害時における、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、協定等に基づき、第2編第4章第24節広域応援要請計画（P142）の規定に準じて、北海道及び他都市の応援を要請するものとする。

## 第26節 自衛隊災害派遣要請計画

地震・津波災害時における、自衛隊派遣要請に関する計画は、第2編第4章第25節自衛隊災害派遣要請計画（P143）の規定に準じる。

## 第27節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な地震・津波災害時においては、行政機関、消防機関、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

不特定多数のボランティアが効率的、効果的な活動ができるように、受け入れ体制、活動の調整、事前の登録・育成等の連携強化に関する計画は、第2編第4章第26節災害ボランティアとの連携計画（P146）の規定に準じる。

## 第28節 災害救助法適用計画

地震・津波災害時に救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るための計画は、第2編第4章第27節災害救助法適用計画（P148）の規定に準じる。

## 第29節 義援金、義援品募集・配分計画

大規模な地震・津波災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受入体制並びに配分方法等を定め、確実、公平、迅速に被災者に配分するための計画は、第2編第4章第28節義援金、義援品募集・配分計画（P150）の規定に準じる。



## 第5章 災害復旧・被災者援護計画

災害復旧にあたり、災害の発生を防止するため、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標にその実施を図るための計画は、第2編第5章災害復旧・被災者援護計画（P152）の規定に準じる。

## 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上、重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第1章第6節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（P3）の規定に準じる。

#### 3 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

日本海溝・千島海溝周辺では、これまでモーメントマグニチュード（ $M_w$ ）7～9のさまざまな地震が発生しており、2011年の東北地方太平洋沖地震や1896年の明治三陸地震、869年の貞観地震など、巨大津波を伴う地震が繰り返し発生している。

また、津波堆積物の資料から過去の最大クラスの津波の間隔は約3～4百年であることから、17世紀の津波からの経過時間を考えると、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられ、令和3年7月に北海道が公表した太平洋沿岸の浸水想定によると、本市において想定される地震動は震度5強、想定される津波は、海岸線における最大津波高10m、最短津波到達予測時間41分とされている。

本地震の特性としては、①巨大な津波による膨大な死者数の発生や建築物、ライフライン・インフラなどの甚大な被害が北海道から千葉県までの広域にわたり発生すること、②冬季に発生した場合は、積雪や凍結等による避難の遅れや低体温症のリスク等の積雪寒冷地特有の課題が生じること、③都市間の距離が長いことによる応援体制の脆弱性等により北海道・東北沿岸地特有の地理的条件に対応が必要となることなどがある。

## 第2節 地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備は、道が作成した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画（令和5年2月）で示された減災目標「想定される死者数を2031年度までの10年間で8割減少させる」の達成を目指し、想定される地震の規模や津波災害警戒区域の浸水範囲（基準水位）、防災の拠点となる公共施設やインフラ等の耐震性、避難場所及び避難経路等の現状をふまえ、その必要性及び緊急性に従い推進する。

### 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

地震及び津波に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震及び津波発生時の被害の防止・軽減を図るとともに、災害対策の円滑な実施及び地域住民等の安全な避難を確保するため、防災活動拠点となる主要建築物や指定避難所等の耐震化・不燃化・耐浪化を推進する。

### 2 土砂災害防止施設

地震に起因する急傾斜地の崩壊等の防止については、第2編第3章第5節土砂災害予防計画（P66）により、土砂災害防止施設の整備を推進する。

### 3 避難場所

最大規模の津波に対応できる避難場所として、指定緊急避難場所（一次避難場所、津波避難ビル）の適切な指定を行う。

また、規模・形態に応じた施設・設備等の整備を推進するとともに、寒冷地対策として必要な資機材等の備蓄についても考慮する。

### 4 避難経路

避難経路となる道路等の安全を確保するため、十分な幅員の確保と積雪・凍結等に配慮した避難経路の整備を推進する。

### 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市は、避難誘導及び救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上、緊急に整備すべき消防用施設（令和4年総務省告示第200号）の整備を推進する。

### 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾、漁港

広域的及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路等の計画的な整備を推進する。

### 7 通信施設

市及びその他防災関係機関は、本編第2章第2節災害通信計画（P174）により、地震防災応急対策を実施するために必要な防災行政無線等の通信施設及び設備の整備を推進する。

## 8 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

老朽住宅密集市街地における延焼防止等の緩衝地帯として必要な公園、緑地、広場その他の公共空地の整備を推進する。

## 9 その他の事業

その他地震防災上、緊急に整備すべきと認められる施設等の整備を推進する。

## 10 整備計画の策定にあたって留意すべき事項

- (1) 具体的な目標及び達成期間を定めた計画とする。
- (2) 施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (3) 積雪寒冷地特有の課題や沿岸地特有の地理的条件について配慮する。

## 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 1 津波からの防護

市又は堤防、水門等の管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、工事中に海溝型地震が発生した場合は直ちに、工事の中断等の措置を講ずるものとする。その際、次の観点から、作業員の安全の確保に配慮する。
  - ア 強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。
  - イ 津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。
- (2) 樋門、樋管の点検、整備、操作等については、市は道から委託された樋門、樋管操作等の業務に基づき、樋門・樋管委託契約委託業務処理要領により実施するものとする。

### 2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制及び災害情報等の収集体制は次のとおりとする。

- (1) 市本体内及び関係機関相互の伝達体制
  - 第1編第3章第2節災害対策本部（P15）、本編第2章第1節地震・津波情報等の伝達計画（P162）の規定によるもののほか、「市津波避難計画」第3章初動体制の確立の規定による。
- (2) 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制
  - 本編第2章第1節地震・津波情報等の伝達計画（P162）の規定によるもののほか、「市津波避難計画」第4章避難指示の発令の規定による。

なお、情報伝達にあたっては次のことに留意する。

    - ア 津波に関する情報が地域住民、各種団体及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等の避難行動要支援者にも的確に伝わること等に配慮する。
    - イ 地域住民等に対し津波警報等や避難指示等を伝達する場合は、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件をふまえて、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
    - ウ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性のほか、気象条件、住宅の気密性等により津波警報サイレン等による伝達が困難となることを考慮し、平常時から通信・連絡手段の多重化に努める。
- (3) 避難指示の発令基準
  - 本編第4章第4節避難対策計画（P198）の規定によるもののほか、「市津波避難計画」第4章避難指示の発令の規定による。
- (4) 漁船等に対する伝達体制
  - 津波に関する情報は、室蘭海上保安部及び漁業協同組合等により、漁船等に対し正確かつ

広範に伝達することとし、伝達する際には、予想される津波の高さ、到達時間等をふまえ、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。

(5) 管轄区域内の被害状況の情報収集体制

本編第2章第3節災害情報等の収集・伝達計画（P174）の規定による。

(6) 防災行政無線の整備等

災害時において適切に利用できるよう津波警報サイレンやJアラート受信機等の定期点検などの維持管理を確実に実施するとともに、迅速に正確な情報配信が可能な戸別受信機の導入や市の公式LINEの登録者を増やすなど、情報配信の多重化に努める。

### 3 地域住民等の避難行動等

市は、「市津波避難計画」を基本に、定期的に防災施設の整備状況や避難方法等の検証を行い、避難対象区域内の住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう取り組むこととする。

(1) 避難対象地域

避難対象区域は、津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域（日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に伴う最大クラスの津波の浸水範囲）を基本とし、「市津波避難計画」第2章避難計画1 避難対象地域のとおりとする。

また、積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮し、定期的に避難訓練を行い適切な避難対象地域の検討を行う。

(2) 避難方法

避難方法は、「市津波避難計画」第2章避難計画6 避難方法を基本とし、原則として徒歩により各避難対象区域からそれぞれの避難経路を通して各高台避難場所に避難する。高台避難場所に避難することが困難な場合は津波避難ビルに避難する。

また、避難場所、避難経路等の整備状況や避難訓練の実施結果をふまえ、積雪や凍結等による避難開始の遅れや避難速度の低下を考慮した上で避難方法等の見直しを行う。

ア 避難場所

避難場所は、「市津波避難計画」第2章避難計画3 避難目標地点のとおりとし、次の事項に配慮して避難場所の整備を推進する。

(ア) 避難時の低体温症のリスクをふまえ、避難場所での防寒対策に必要な物資（乾いた衣類、防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等）の備蓄に努める。

(イ) 高台への避難に相当な時間を要する地域においては、積極的に堅牢かつ避難場所として利用可能な高さを有する建築物を津波避難ビルとして指定し、緊急避難場所の増設を推進する。

イ 避難経路

避難経路は、「市津波避難計画」第2章避難計画5 避難経路を基本に、次の事項に留意し施設の整備や経路の見直しに取り組むこととする。

(ア) 市は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 避難場所から防寒機能を備えた避難所等への二次避難経路について検討する。

(ウ) 人口の少ない平野部等では、災害による道路寸断、渋滞、交通事故等の可能性が低いことを前提に、自動車による避難について検討する。

(3) 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

市は、避難経路の除雪に努めるとともに、必要に応じて屋根及び壁の設置について検討する。

(4) 住民等の備え

避難対象区域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(5) 避難行動要支援者の避難支援等

市は、本編第3章第7節避難行動要支援者対策計画（P180）の規定するもののほか、「市津波避難計画」第8章その他の留意点2避難行動要支援者の避難対策を基本とし、他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 市は、あらかじめ在宅の高齢者、障がい者、乳幼児、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が発せられたときは、アに掲げる者の避難施設までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は居住地を管轄する自主防災組織等が個別避難計画に基づき避難を支援する。この際の避難支援については、支援等を行う者の自らの命を優先するものとする。

ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち、自ら管理する者について、収容者に対し必要な救護を行うものとする。

(6) 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるよう努める。

#### 4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。

(1) 避難後の救護の内容

ア 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食料、トイレ及び毛布等の生活必需品の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 市はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、市が備蓄している物資等の払い出しのほか、次の措置をとる。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(2) 避難所開設における次の事項に関しあらかじめ準備すべき事項

避難所開設については、「市避難所運営マニュアル」を基本としつつ、次のとおり取り組むこととする。

ア 応急危険度判定を優先的に行う体制

避難所担当者は、避難所開設にあたって、「市避難所運営マニュアル」に基づき、施設の

被害状況及びライフラインの点検等を行い避難所の安全確認をする。また、施設の安全性が疑われる場合は、直ちに本部に連絡し対応方法等の指示を受けるとともに、市本部は応急危険度判定を優先的に実施する。

このため、市は職員に対し、応急危険度判定士認定講習会に係る受講を奨励し、人員の確保に努める。

イ 各避難所との連絡体制

避難所運営を所掌する部署は、「市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所ごとに市本部との調整を行う情報連絡員を決定し、市本部との連絡体制を構築する。

ウ 各避難所における避難者リストの作成

避難者への対応を適切に行うため、「市避難所運営マニュアル」に定められた様式の避難者名簿に必要事項を記入してもらい、避難者リストを作成し避難者数等の把握に努める。

エ 避難所運営に関する留意事項

(ア) 避難所運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営・管理ができるよう配慮する。また、避難所等における女性や子ども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、相談窓口情報の提供に努める。

(イ) 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとにお互いに協力し、避難場所及び避難所の運営に協力する。

オ 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

(ア) 市は、避難所で必要な物資等について、「市備蓄整備方針」に基づき計画的に備蓄するとともに、あらかじめ備蓄されている食料や生活必需品等のリストを備え、食料、生活必需品等に不足が生じた場合には速やかに補充できるよう努める。

(イ) 孤立のおそれのある地域では、十分な備蓄や救助のための通信手段等の確保に配慮する。

(ウ) 冬期間における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備に努める。

カ 障がい者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

(ア) 要配慮者が避難してきた際は、「市避難所運営マニュアル」に基づきそれぞれの特性に応じた対応に努める。また、一般避難所での生活が困難と認められた場合は市本部に連絡し、市本部が福祉避難所の開設が必要と判断した場合、協定に基づき社会福祉施設等と受け入れに関する調整を図る。

(イ) 障がい者トイレが設置されていない避難所には、高齢者や障がい者用の携帯トイレの備蓄に努める。

キ 飼い主による家庭動物との同行避難等、さまざまなニーズへの対応

家庭動物の避難は、飼い主が自らの責任において行うこととし、市は、事前に受入場所及び受入可能なペットに種類を決め、ペットの避難スペースの確保に努める。

ク 避難者への情報提供

避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全を確保するため、避難場所においても津波警報等の情報を入手できるよう配慮する。



## 5 意識の普及・啓発

市は、地域住民等が、「自らの命は自ら守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画の作成・見直しを行い、次の方策により周知を行う。

- (1) 各町内会等が主催する研修会・防災訓練への職員の派遣
- (2) 自主防災組織に対する研修会
- (3) 広報紙、市公式ウェブサイト・SNS、FMラジオ（FMびゅー）を活用した防災情報の発信
- (4) 避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への配付
- (5) ハザードマップ（ウェブ版含む）の更新・配付

## 6 消防機関等の活動

- (1) 市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
  - ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
  - イ 津波からの避難誘導（外国等の遠隔地において発生し、到達までに時間の余裕がある場合）
  - ウ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) (1) に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、「市消防計画」に定めるところによる。
- (3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次の措置をとるものとする。
  - ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
  - イ 水防資機材の点検、整備、配備

## 7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道
  - ア 地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるべく、耐震性の高い水道管への更新を進めるとともに、災害時の安定給水を図るため、水道施設全般において耐震化等の対策を計画的に推進する。
  - イ 飲料水の供給が困難になった場合の応急給水は、第2編第4章第9節給水計画（P111）の規定により水道機能の早期復旧を図るものとする。
- (2) 電気
  - ア 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策等に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
  - イ 電気事業の管理者は、地震時における電気に起因する火災等の二次災害防止のため、利用者によるブレーカーの開放及び感震ブレーカーの設置に関する周知に努める。
  - ウ 指定公共機関（北海道電力ネットワーク株式会社室蘭支店）が行う措置は、本編第4章第24節ライフライン施設応急対策計画（P211）の規定による。

(3) ガス

ア ガス事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する周知に努める。

イ 指定地方公共機関（室蘭ガス株式会社）が行う措置は、本編第4章第24節ライフライン施設応急対策計画（P211）の規定による。

(4) 通信

ア 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及等に努める。

イ 指定公共機関（東日本電信電話株式会社北海道事業部）が行う措置は、本編第4章第24節ライフライン施設応急対策計画（P211）の規定による。

(5) 放送

放送は、居住者及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、指定公共機関等の日本放送協会室蘭放送局及び室蘭まちづくり放送株式会社が行う措置は、第1編第1章第6節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（P3）の規定によるもののほか、次のような対策の推進に努める。

ア 津波に対する避難が必要な地域の住民等及び観光客等に対しては、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に関する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

イ 市や道及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波から円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める。

ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

## 8 交通

(1) 道路

ア 交通規制

北海道警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが予想される区間の交通規制の内容について、避難住民等の安全確保と広域的な整合性に配慮し計画するとともに事前の周知に努める。

イ 除雪

道路管理者は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等についての除雪体制を優先的に確保する。

(2) 海上

ア 室蘭海上保安部、港湾管理者及び室蘭開発建設部（室蘭港湾事務所）は、連携して海上交通の安全を確保するため、予想される津波の高さ、到達時間等をふまえ、船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を避難させる等の必要な措置を講ずるものとする。

イ 漁港管理者は、津波が襲来するおそれがある漁港における利用者の避難などの安全確保対策をとるものとする。

### (3) 鉄道

ア 津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずる。

イ 列車の乗客や駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を作成することとし、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることに配慮する。

## 9 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

#### ア 各施設に共通する事項

##### (ア) 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等が発表される前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。その際、次の事項について留意する。

- ① 入場者等が極めて多い場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。
- ② 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めるとともに、その内容については事前に検討する。

##### (イ) 入場者等の避難のための措置

避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

##### (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

##### (エ) 出火防止措置

##### (オ) 水、食料等の備蓄

##### (カ) 消防用設備の点検、整備

##### (キ) 非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報入手するための機器の整備

#### イ 個別事項

(ア) 病院、診療所等においては、重症患者、新生児等、移動することが不可能、又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(イ) 学校、職業訓練校等においては、当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置。当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設においては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能、又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(エ) 各施設が実施する措置にあたっては、要配慮者の避難誘導方法に配慮するとともに、詳細な措置内容は施設ごとに定める。

(2) 災害応急対策の実施上、重要な建物に対する措置

市本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、市本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する必要がある場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 市本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 地震発生時の緊急点検及び巡視

市は、地震発生時には津波襲来に備え、市の管理する施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検及び巡視を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

なお、職員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

(4) 工事中の建築物等に対する安全確保上、実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来のおそれがある場合は、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

## 10 迅速な救助

(1) 救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は、市消防警防規程による。

なお、孤立集落や孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

(2) 応援部隊による人命救助活動等の支援体制

市は、本編第4章第5節救助救出計画(P200)の規定に準じて実施することとし、道と協力して受援計画等の定めにより、応援部隊による円滑な人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 被災地への経路及びヘリコプター離発着場等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及びヘリコプター離発着場等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

## 第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

### 1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 被災時における物資等の調達手配及び人員の配置のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、本編第4章第25節広域応援要請計画（P211）の規定による。
- (2) 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え、締結した防災関係の各種協定等の手続きについては当該協定書のとおりとし、市は必要に応じて当該協定等に従い応援等を要請する。
- (3) 資機材、人員等の配備手配にあたって留意すべき事項
  - ア 積雪寒冷地特有の課題をふまえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。
  - イ 事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるにあたっては、関係機関相互の競合に留意するとともに、相互の連携協力体制について事前に調整する。

### 2 物資の備蓄・調達

- (1) 被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、本編第3章第5節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画（P179）の規定による。
- (2) 物資の備蓄・調達にあたって留意すべき事項
  - ア 要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。
  - イ 積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることに配慮した備蓄・調達体制の整備に努める。

## 第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、 $M_w$  7.0以上の地震の発生後1週間以内にその周辺でさらに大きな $M_w$  8クラス以上の後発地震が発生した事例もあることから、実際に発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された際には、道及び市等から地域住民に対して後発地震への注意を促す情報を発信する。

### 1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

#### (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達は次のとおりとする。

##### ア 庁内の伝達

庁内の伝達は、第1編第3章第2節災害対策本部（P15）の規定に準ずるものとし、連絡方法は、第2編第2章第2節災害通信計画（P53）の規定に準ずる。

##### イ 国、道及び関係機関等の伝達

国、道及び関係機関等の伝達は、第2編第2章第1節気象業務に関する計画（P37）の規定に準ずるものとし、連絡方法は、第2編第2章第2節災害通信計画（P53）の規定に準ずる。

##### ウ 地域住民等に対する伝達

地域住民等に対する伝達は、第2編第2章第1節気象業務に関する計画（P37）の規定に準ずるものとし、市は、津波警報サイレン、FMびゅー割り込み放送、市公式ウェブサイト・SNS等により伝達する。また、連合町内会の協力を得て緊急災害時情報連絡網による伝達を行う。

##### エ 情報伝達にあたって留意すべき事項

- (ア) 伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。
- (イ) 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達の際には、具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- (ウ) 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努める。
- (エ) 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等のさまざまな周知手段を活用するよう努める。

#### (2) 市の災害に関する会議等の設置

後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、市本部等の設置運営方法その他の事項は、第1編第3章第2節災害対策本部（P15）の規定による。

### 2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関

係のある事項について、津波警報サイレン、FMびゅー割り込み放送、市公式ウェブサイト・SNS等で周知する。

### 3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

### 4 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

後発地震に対して注意する措置については次のとおり。

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等、日頃からの地震の備えの再確認。
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常用持ち出し品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え。
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。
- (4) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常用持ち出し品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

## 第6節 防災訓練に関する事項

市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

### 1 防災訓練の実施にあたって留意すべき事項

- (1) 積雪寒冷地特有の課題（避難時の低体温症のリスク、積雪等による避難の遅れ等）をふまえた訓練や、道、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
- (2) 要配慮者のニーズ等に配慮し地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努める。
- (3) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。
- (4) 防災訓練は、逐年その訓練内容を実践的なものとするよう努める。

## 第7節 地震防災上、必要な教育及び広報に関する事項

市は、道及び防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上、必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上、果たすべき役割等に相応した教育を実施する。

防災教育は、市本部等に係る各班の所掌事務等をふまえて行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 2 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等をふまえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施することとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 教育・広報にあたって少なくとも含むべき事項
  - ア 地震及び津波に関する一般的な知識
  - イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
  - ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
  - エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
  - オ 正確な情報の入手方法
  - カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
  - キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
  - ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法



- コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- サ 防寒具等の冬期間における避難の際の非常用持ち出し品
- (2) 教育・広報の実施にあたって留意すべき事項
  - ア 地域の町内会・自治会、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
  - イ 要配慮者のニーズ等に配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努める。
  - ウ 推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
  - エ 教育及び広報の実施にあたって、ラジオ、テレビ、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
  - オ 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意する。
  - カ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

## 第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は次のとおりとする。(本事業は、令和5年11月時点の計画であり、適宜修正を行う)

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
東地区	避難施設、避難路の整備	3箇所	令和7～9年度